

ハワイ併合問題再検討-ジョン・T・モーガンの膨張論 と人種統治政策を中心として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学史学地理学会 公開日: 2009-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 金澤, 宏明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/1556

ハワイ併合問題再検討

—— ジョン・T・モーガンの膨張論と人種統治政策を中心として ——

金澤宏明

要旨 本研究はアメリカ南部アラバマ州選出ジョン・T・モーガン上院議員 (John Tyler Morgan 1824-1907, 民主党) を取り上げ、彼の膨張論とその実践を考察する。その事例研究としてハワイ併合を対象とし、特に合衆国によるハワイの人種統合に焦点を当てる。本研究は彼を、1) ハワイ併合を主張した併合論者であり、かつ2) 人種統合戦略を提案し、その政策実施に関与した点を考察し、ハワイ併合問題を再検討するものである。

1893年のハワイ革命後、上院外交委員会議長であったモーガンは『モーガン・レポート』を取りまとめ、併合促進のためハワイ革命を肯定した。彼は、アメリカ市民がキリスト教とアメリカ文明によって非白人であるハワイ人を文明化したと指摘し、ハワイ併合のため彼らに対する人種差別に反対した。加えて、彼は東洋人移民がアメリカの人種的偏見によりハワイ併合の障害になることも認識し、彼らを参政権から排除することを主張した。モーガンは白人とハワイ人中心の政府を樹立し、その障害となる東洋人種を排除する人種統治戦略を提起したのである。

日本人移民の急増が明らかになると、マッキンリー共和党政権はハワイ併合を改めて促進したが、東洋人が併合の阻害要因となった。しかしながら、ハワイのプランテーションは安価な労働者である東洋人を排除することが不可能であった。この問題解決のために採用されたのがモーガンの提示した統治戦略であった。言語規定などを口実とした参政権からの東洋人排除はハワイ併合法でも採用され、1893年に併合が達成された。この戦略はハワイ準州憲法にも明文化され、連邦議会はモーガンが唱道した人種統治を具体的な政策として実施したのである。

キーワード: ジョン・T・モーガン, アメリカ帝国主義, ハワイ併合, 黄禍論, 合衆国市民権

序 論

本稿はアメリカ南部アラバマ州選出のジョン・T・モーガン上院議員 (John Tyler Morgan, 民主党) を取り上げ、世紀転換期のアメリカ海外膨張における彼の膨張論とその実践を考察する。その実証研究としてハワイ併合問題を対象とする¹⁾。

モーガンは中央アメリカの「地峡運河計画の父」として連邦議会において著名な膨張論者であり、ハワイ革命が勃発した1893年に上院外交委員会の議長であった。本研究の最終的なねらいは、このモーガンを、南部利益を促進するため、ハワイなどの海外市場の中継地点や石炭供給港の獲得・維持、フィリピン、プエルト・リコなどの島嶼の獲得、中米地峡運河の建設、またそれらを保護する目的で海軍増強と海軍基地獲得などを唱導した膨張論者であったと提起することである。またその過程で、彼の膨張論が相互補完的な関係を持っており、彼が南部アラバマ州の発展を唱導したセクショナリストであり、綿花や鉄鋼など南部の過剰生産品のはけ口として海外市場の確保を望んでいたことを論証する。その事例研究として、本稿ではハワイ併合問題を取り上げ、次に挙げる三点を中心に考察する。第一に彼はハワイ併合を主張した併合論者であった。第二に上院に併合支持を主張した『モーガン・レポート』を提出し、ハワイの統治問題に関与した。第三に併合後の統治政策を調査・策定するハワイ委員会に所属し、当時のマッキンリー共和党政権の海外膨張構想を支持し、対ハワイ政策決定過程において主要な役割を果たした²⁾。

モーガンに関する先行研究は、彼の対ハワイ政策決定過程への関与を扱っているものの、彼の膨張論を実証的に研究していない³⁾。またハワイ併合問題は19/20世紀転換期の合衆国海外膨張及び外交研究において極東への飛び石としての重要性は指摘されながら、ハワイ史研究において行われてきたような、日本人移民脅威論や本研究で扱う人種統治政策、またアメリカ市民権の非白人への付与などハワイ独自の問題についての研究は少ない⁴⁾。このような外交研究史上の欠落部分を補うため、本稿ではアメリカの海外膨張研究におけるハワイ併合政策決定過程をモーガンの膨張論と人種統治政策の側面を中心に、その重要性を再検討するものである。

I 章 ハワイ革命と『モーガン・レポート』の人種統治戦略

I-1 ハワイ革命とアメリカ政府の併合議論

ハワイは太平洋中央部に位置し、ポリネシア系ハワイ人が王国を維持していた。ハワイ王国とアメリカ合衆国の間でしばしば併合交渉が行われたが、ほとんどがそれぞれのハワイ国王の短期的政策であり、合衆国政府及び連邦議会で本格的に議論されることはなかった。実際に具体的な併合に至る議論がなされたのは、ハワイ革命以降のことである⁵⁾。

1893年1月、ハワイ在住の白人勢力の台頭に危機感を抱いたハワイ王国のリリウオカラニ女王(Lydia Kamekaha Liliuokalani)が、突然新内閣の組閣と議会の封鎖及び新憲法の公布を宣言したため、アメリカ系白人を中心としてハワイ革命を引き起こした。白人秘密結社併合クラブ(Annexation Club)の指導者であったサーストン(Lorrin A. Thurston)が率いる革命委員会の依頼を受けて、駐布米公使スティーブンス(John L. Stevens)は、ハワイに停泊していたアメリカ軍艦USSポストンに革命の保護を要請した。アメリカ海兵隊はノル

ルに上陸し、また公使は革命派白人の樹立したハワイ暫定政府を本国の受諾を得ることなく承認したのである⁶⁾。

ハワイ暫定政府はハリソン共和党政権に合衆国への併合を打診した。ハリソン大統領（Benjamin Harrison）は民主党の支援が必要であると考え、フォスター国務長官（John W. Foster）に、有力な民主党議員であったモーガンと協議するように指示した。モーガンは上院外交委員会の長年の委員であり（この時期議長職）、膨張論者かつハワイ併合論者として知られ、民主党の助力を得るのに最適の人物であった。彼は併合に対する議会の反応に楽観的であった⁷⁾。2月に大統領はハワイ暫定政府派遣団と併合条約を締結し、それを上院に提出した。上院外交委員会は、強硬な反併合論者であったグレイ（George Grey, デラウェア, 民主党）をのぞいて、賛成多数で上院へ報告した。しかし、2月後半になると次期民主党大統領クリーブランド（Grover Cleveland）と国務長官に就任が予定されていたグresham（Walter Q. Gresham）の会談がもたれ、民主党議員を中心に併合反対論が起こった。ハリソン大統領が任期終了間際だったため議会では十分な論議がなされず、批准はクリーブランド政権までもちこされることになったのである⁸⁾。

3月4日に大統領に就任したクリーブランドは、直ちにハワイの現状と革命時のアメリカ海軍の役割、及びハワイ人と白人の併合に対する意識を調査するため、前下院外交委員会議長であったジェームズ・H・ブラウント（James H. Blount, 1837-1903）を彼自身の権限で全権特使（Special Commissioner）としてハワイへ派遣した。彼の報告書『ブラウント・レポート』は、ハワイ革命においてアメリカ海軍が利用されたこと、スティープンス公使が独断でハワイ暫定政府を承認したこと等を報告し、ハワイ革命を不当であると断定した⁹⁾。クリーブランド政権はこの報告書とリリウオカラニ元女王からの嘆願に依拠し、ハワイを革命以前の状態に戻す王政復古政策を決定した。しかし、元女王はハワイ革命参加者への無条件恩赦という条件を拒絶し、また併合を望んでいた暫定政府もクリーブランド政権を内政干渉と批判したことから、これは失敗した¹⁰⁾。

12月上旬、ホア上院議員（George F. Hoar, マサチューセッツ, 共和党）は大統領に対しハワイ併合問題について政府の政策決定過程が不透明であるため、未公表のハワイ暫定政府との通信文など公文書を開示請求する決議案を議会に提出した。さらに、彼は大統領のブラウント任命権と彼の全権特使としてのハワイでの活動の法的根拠を問いたです決議を通過させ、議会で政府の対ハワイ政策への反対が醸成された¹¹⁾。というのも反併合論者はハワイの「併合」は望まないが、海外市場へ接近する中継地点となるハワイの「保護」を望んだためであった。彼らは領土併合に反対しつつも、実際には海外市場の獲得を望んでいる実質上の膨張論者であった。ハワイの保護は、併合論者・反併合論者の双方にとって望まれたのである¹²⁾。

このようなクリーブランド政権の王政復古政策への非難が高まる中、上院外交委員会議長の

モーガンは、ブラウントのハワイ滞在とそのヒアリング対象に疑問があることから、議会に再調査を行う決議案を提出した（12月20日）。この決議が可決された後、モーガンは6週間にわたる公聴会や調査を行い、報告書『モーガン・レポート』を取りまとめた¹³⁾。

『ブラウント・レポート』と『モーガン・レポート』が公表された後、ターピー上院議員（David Turpie, インディアナ, 民主党）はハワイ併合が合衆国の大陸内膨張という政治的伝統とは一致せず、また一方でハワイに対する合衆国以外の干渉を否認する決議案を提出した。この決議案は、王政復古を否定した上で、外国政府のハワイ介入を許さずハワイの現状維持を追認する、反併合と保護の両者の主張を含む形で修正され成立した。その結果5月、連邦議会でのハワイ併合論争は棚上げとなった¹⁴⁾。

I-2 モーガン・レポートの人種統治戦略

1893年に勃発したハワイ革命がその後のハワイ併合問題に与える影響として、特に次に挙げる二点が考えられる。一つはアメリカ系ハオレを中心としたハワイ暫定政府が後の共和国政府樹立につながったことであり、これは併合促進にとって有利な状況を生み出した。他の一つは、革命へのアメリカの関与を調査したレポートがアメリカのハワイ併合論者、反併合論者の主要な意見を代弁し、アメリカ議会での論争とアメリカの対ハワイ政策決定過程を考察する上で重要な地位を占めることである。特に『モーガン・レポート』に関しては、本稿は併合を促進する議論を推進しただけでなく、具体的なハワイ併合後の統治の問題を提起したレポートとして捉える必要があるという点を再評価したい。

『モーガン・レポート』の目的は、歴史家ラス（William A. Russ Jr.）が指摘したように、ハワイ併合の促進に有利な状況を現出させることにあった。『モーガン・レポート』で証言するほとんどの証人が、ハワイ暫定政府の構成員を含むハワイ併合論者であった。そのため、同レポートは『ブラウント・レポート』がスティーブンス公使の暫定政府承認とハワイ革命における海軍の利用を不当行為としたのに対し、駐布公使の行為及びボストン艦長ウィルツ（G. C. Wilts）の行動は、アメリカ市民の生命と財産を守る正しい判断であったとした。アメリカは常にハワイにおいて宗主権を持ち、ハワイにおける独自の干渉権限をスティーブンスが行使したと断定し、ハワイ革命勃発がリリウオカラニ女王自身の行動によって引き起こされたとする元公使の見解を擁護したのである。つまり、『モーガン・レポート』はハワイ王朝の消滅を宣言し、王政復古が行われれば、ハワイでのアメリカ支配を維持できないと主張し、ハワイ革命を肯定したのであった。

一方、このレポートは、またブラウント全権特使の任命問題と調査方法及びその対象を否定し、クリーブランド大統領のハワイ特別演説を批判した。そのため『モーガン・レポート』はブラウント派遣の正当性とその報告内容を問題にした。すなわち、大統領と國務長官がハワイ

併合に反対するため、調査開始以前にブラウントに併合反対の結論を導き出すように示唆していたのではないかと疑念を提示したのである。しかし、ブラウントは大統領が彼を派遣する以前から反併合ないし王政復古政策を決定していたとは聞いていなかったと証言した¹⁵⁾。

次いで、レポートは女王が新憲法を公布しようとした試みに対してハオレらが革命を起こしたことを指摘し、女王の行為それ自体がハワイ議会やハワイ市民の信頼を裏切る「革命的行為」であると批判した。ハワイ革命勃発以来ハワイは無政府状態であり、市民は危険にさらされていたため、アメリカ海軍の上陸はアメリカ市民の生命と財産を保護するために必要な行為であったとするのである。すなわち、ウィルツ艦長による海兵隊の派遣は無政府状態の収拾に目的があり、革命運動を援助しハワイ併合を促進する意図はなかったとレポートは断定したのである¹⁶⁾。

また『モーガン・レポート』は、女王に協力した新内閣のメンバーも同罪であったと指摘した。そして『ブラウント・レポート』がこれらの人物を調査対象としたため、ハワイ王朝派の意見を反映することになり、結果的にブラウント及び大統領を誤った政策へと導いたと主張したのである。モーガンはハワイに住むアメリカ人が暫定政府を支援すべきであると宣言し、「西半球のいかなる王朝においても王冠が落ちたときそれは砕け散り、王位が去ったときそれは永遠に失われるのである」と述べ、ハワイ王朝の崩壊とハオレ社会によって主導された暫定政府を支持したのであった¹⁷⁾。

さらに、このように併合促進する上で、このレポートは先行研究で留意されなかった重要な提言を行っている。モーガンはレポートの中で、ハワイにおいて「知恵、慈悲、キリスト教の信念、立憲政府への愛 (a love of constitutional government) をもってアメリカ市民が、明文化された憲法の下で忍耐強く、苦心しながらハワイに文明の力を付与した」と指摘し、ハワイがキリスト教とアメリカ人によって文明化されていたと評価した¹⁸⁾。彼は、ハワイに住んでいるハワイ人のことを指すカナカ (Kanaka) というハワイ語を用いながら、文明化しアメリカ化した「カナカ」国民に対する人種的な差別に反対したのである。その上で彼はアメリカの通商的・軍事的目的を念頭に、合衆国が米布互惠条約 (1875 年) で外国勢力によるハワイ併合と政治的支配を排除することを既に明言していたと述べた。その意味では、ハワイに対する合衆国の態度は友好的な保護者の態度であり、互惠条約の更新条項 (1887 年) で約定した排他的なパールハーバーの租借権を持ったアメリカが、ハワイに干渉する特権を保持していた。こうした特別な関係の中で、モーガンはハワイの併合が可能であると考えていたのである¹⁹⁾。

加えて、レポートの中で必ずしも大きな位置を占めたわけではないが、併合促進の大きな障害となった人種問題について『モーガン・レポート』はその解決策を提案した。モーガンはハワイにおける中国と日本からの労働移民が、アメリカの人種偏見により、併合の障害になることも認識し、白人とハワイ人の利益を慎重に保護する必要性を指摘した。そのため彼は「中国

人と日本人は有権者、ないし官公吏として政治に参加することから除外」されると主張した。すなわちモーガンはハワイ併合を促進するために、白人とハワイ人中心の政府を作るべきであり、その障害となる東洋人を参政権から排除するという統治戦略を『モーガン・レポート』の中で提起していたのである。そして、ここで提案されたハワイ人への肯定的な評価と東洋人労働移民を排斥する主張は1897年の併合促進議論の再開から併合を経て、1900年のハワイ準州基本法制定議論にいたるまで、大きな焦点として取り扱われたのであった²⁰⁾。第Ⅱ章では『モーガン・レポート』で提起されたこの人種統治戦略が政策として採用された過程を検証する。

Ⅱ章 ハワイ併合における人種統治政策

Ⅱ-1 ハワイ人へのアメリカ市民権付与

ハワイ併合問題研究において、1898年のハワイ併合から1900年基本法制定及び準州政府成立期に至る期間は重要である。この時期は合衆国がハワイ統治の問題を考慮し、その政策を形成した期間だからである。また、合衆国が採用した統治戦略が世紀転換期のアメリカ帝国主義の対外政策における試金石であったことも考慮すべきである。本章では、こうした意味を持つモーガンの人種統治戦略がマッキンリー政権によって政策として採用された過程を検討する²¹⁾。

連邦議会におけるハワイ併合論争において、しばしばハワイの多元的な人種的要素が議論となった。アメリカは大陸膨張をしつつ新たな領土を獲得してきたが、海外領土において多くの非白人人種をアメリカに編入する経験をしてこなかった。ハワイにはポリネシア系ハワイ人及び西欧とアメリカから移民した白人がいた。またハワイ王国は1852年憲法で奴隷禁止を規定していたため、ハワイ経済の中心であった砂糖黍プランテーションの安価な労働力として、初期には中国から、1890年代からは日本から契約労働移民が流入していた。ハワイ併合にはこうした多元的な人種的要素を解決する必要があった²²⁾。

ハワイ市民権の変遷はハワイの西洋化の流れを受けた1840年の憲法成立に始まった。その後、各政権の権力構造と白人組織の勢力均衡が、ハワイでの参政権付与条件に影響を与えた。40年憲法でハワイ王朝は立憲君主制国家となったが、近代憲法としては不十分であったため1852年に憲法を改正した。この新憲法は有権者をハワイに在住する全男性市民とし、大幅に市民権を拡大した²³⁾。1864年憲法では王権と内閣の強化がおこなわれ、参政権付与に制限が設けられた。有権者は読み書きが出来ることに加え、ある程度の不動産を所有していることを条件としたのであった²⁴⁾。その後、ハワイ人有権者が増大したため、1874年に64年憲法を改正し、再び土地所有を条件としない成年男子普通選挙制へと戻している²⁵⁾。カラカウア王は治世の前半期この憲法を保護したが、後半になると白人社会に依存しないハワイ人国家の強化を望んだため、白人秘密結社や武装集団は白人に有利な新憲法の制定を強制し、1887年憲法を成立させた。これは64年憲法を修正したもので、新憲法に従うことを宣誓すれば欧米生まれの

外国人居住者にも選挙権が認められるようになった²⁶⁾。その一方で、87年憲法は選挙権資格に資産条件を再び付加し、その内容を厳しくしたので、ハワイ全人口の約三分の二が有権者から排除された。そのほとんどは大多数のハワイ人とほとんど全ての東洋人であった²⁷⁾。

ハワイ革命後に成立した暫定政府は1894年に新憲法を採択し、ハワイ共和国を樹立した。これはアメリカ合衆国へのハワイ併合を意図した共和国家であったが、その憲法制定において重点を置かれたのが参政権の問題であった。特に日本人移民が増大しており、既に多く流入していた中国人移民とあわせて、東洋人を参政権から排除することがハワイ共和国で課題となった。東洋移民の退去はその問題解決策とはならなかった。というのもハワイ経済界はプランテーションの低賃金労働者となる東洋人移民を必要としていたからである。この解決策として採用されたのが、東洋人要素がハワイに流入しても脅威とならないような条項を挿入することであった²⁸⁾。

しかし、ハワイ王国内で解決された問題が必ずしもアメリカへの併合において解決されたわけではない。事実ターピー決議によってハワイ併合議論が棚上げになった後、ハワイの併合まで4年という期間が必要になった。歴史家オズボーンはハワイ併合に対して革命期からニューランズ併合決議までの間、連邦議会に人種議論に基づいて根強い併合反対論が存在したことを指摘している。併合論者は連邦議会での併合論争を有利に展開するため人種問題を解決しなければならなかったのである²⁹⁾。

反併合論者には、ハワイ人は黒人と同様に未開で野蛮な民族であり、アメリカ憲法のハワイへの拡大とその市民権にそぐわないと主張するものもいた。ハワイ併合反対派の新聞の多くは社会進化論を援用しつつ、ハワイの「土着」アジア人の劣等性を訴えた。それらはハワイ併合によりアメリカの政治に、「カナカ」「クーリー」など嫌悪される人々が参加することを拒んだのである。また、反帝国主義者の多くはアングロ・サクソン人の優越の信念を展開し、ハワイの非白人が自治を行えないと考えた³⁰⁾。こうした議論はしばしばハワイ人と東洋人を同一視したのである。

その一方で、グレシャム国務長官や連邦議員の中には、ハワイ人はアメリカ人により文明化されており、併合にはハワイ人の国民投票による合意が必要であるとして、反対するものがいた³¹⁾。この主張は逆説的に、ハワイ人の合意による併合が達成されれば、ハワイ人にアメリカ市民権が付与される可能性を残すものであった。

併合論者にもハワイ人はいまだに野蛮ではあるが、キリスト教によりアメリカ人と同様に文明化できると議論するものと、モーガンのようにハワイ人は既に十分に教育水準が高く、アメリカ憲法と市民権を付与するのに問題はないと主張するものがいた。前者は人種の優越の観念を持ち、海外領土におけるキリスト教布教、憲法の自由という概念の促進、対象地域住民のアメリカ化を目的とする人道的帝国主義者であった。彼らはハワイの白人がハワイ人の支配に屈

表 I 市民権・参政権に関する主な規定の変遷

憲法名 主体	施行年 または 発行年	選挙権・市民権に関する条文など	選挙権・市民権に 関連した意義
1840年憲法 ハワイ王国 カメハメハ3世	1840年	議会の開催と、議員の指名、貴族議員について規定。	王の権力と機能を規定したものであり、これによりハワイで初めて立憲君主制が成立。この後の法整備と併せて、15人の世襲議員と7人の貴族議員からなる議会を開催。
1852年憲法 ハワイ王国 カメハメハ3世	1852年	第12条 奴隷制度は、どのような状況の下にあらうとも、ハワイでは許容されない。奴隷がハワイ領域に入る場合、常に彼は自由になる。王支配領地へ奴隷を輸入する者は、常にこの領域において市民権を剥奪される。(後略) 第19条 国民による選挙はすべて秘密投票によって行われる。 第78条 ハワイ生まれ及び帰化にかかわらず、王のもとにあるすべての男性市民は、また税を納付し、20歳に達し、選挙期日の一年以上前からハワイに居住する王国のすべての住人は、選挙後3か月以上居住する地区において立候補者への投票権、ないし立候補する権利を獲得する。	二院制を規定し、その有権者はハワイに在住する全男性市民とした。また奴隷禁止条項を含んだ。
1864年憲法 ハワイ王国 カメハメハ5世	1864年	第62条 王国の男性市民で、税を納付し、20歳以上であり、選挙以前に1年間王国に定住しているもの、またこの王国の不動産を所有し150ドル以上の土地財産があるか、毎年25ドル以上の借地賃貸収入を得ているもの、ないしは任意の財産あるいはある正当な雇用に由来した毎年最低75ドル以上の収入があるもの、そして識字能力を有するもの、また1840年以降に生まれ法定めるところにより彼の居住する地区の投票者リストに姓名を登録しているものは、その地区の立候補者に投票する権利を獲得する。	52年憲法破棄。王権と内閣の強化がおこなわれ、議会も一院制に制限された。また選挙権付与に制限が設けられた。有権者は識字能力があること、ある程度の土地を所有していることを条件とした。
1887年憲法 ハワイ王国 カラカウア王	1887年	第62条 ハワイ、アメリカ、あるいはヨーロッパで生まれたか、王国に居住するその系統であるすべての男性市民で、また貴族の選出に規定された方法において、憲法および法に対して忠誠を誓ったもの、税を納付し、20歳以上であり、そして選挙に先行して1年間王国に定住しているもの、また1840年以降に生まれた場合、ハワイ語・英語あるいは特定のヨーロッパ言語が識字可能であれば、法に基づいて彼の住む地区において姓名を登録していれば、立候補者に対して投票する権利を得る。	64年憲法を修正したもので、王の個人的指名による内閣の組閣を廃止し、内閣は議会に責任を負うものとした。議会は二院制で、貴族院は6年任期の代表を選挙によって選出する制度に変更。新憲法に従うことを宣誓すれば欧米生まれの外国人居住者にも選挙権が認められた。一方、選挙権資格に厳しい土地所有制度を再び付加したので、ハワイ人口の約三分の二が有権者から排除された。
『モーガン・レポート』 米連邦上院 外交委員会	1893年	知恵、慈悲、キリスト教の信念、立憲政府への愛 (a love of constitutional government) をもつアメリカ市民が、明文化された憲法の下で忍耐強く、苦心しながらハワイに文明を付与した。 人種の区別は、カナカ (Kanaka) 国民ないしハワイ人に関与して行われるべきではない。しかし、中国人と日本人は、投票者ないしは官公吏として政治に参加することから排除されるべきである。	ハワイがキリスト教とアメリカの文明によって文明化された地域と定義。米布互惠条約以降、米布間に他国との間にはない特別な関係があったとした。また、人種統治戦略として中国人と日本人の参政権排除を主張。
ニューランズ併合法 米連邦両院議会	1898年	アメリカ法によって現存する、ないし今後許可される可能性のある状況を除き、ハワイへの中国人の移民は行われぬ。中国人移民は以上によっていかなる理由においても、ハワイ諸島からアメリカに入国することを認めない。	合衆国連邦議会ハワイ併合決議。両院合同決議として可決。『モーガン・レポート』で議場に提議された人種統治戦略を採用した。
基本法 (Organic Act) アメリカ連邦政府	1900年	第4条 市民権 1898年8月12日にハワイ共和国の市民であった人間はすべて合衆国の市民でありかつハワイ準州の市民であることを宣言される。 ハワイ諸島において1898年8月12日にそこに居住する、ないしそれ以降そこに居住する合衆国の市民すべてと、ハワイ準州においてこれ以降1年にわたって居住するであろう合衆国の市民すべてはハワイ準州の市民となる。 第60条 下院議会への投票の資格 下院議会への投票資格を獲得するために市民は以下を要件とする。 1: 合衆国の市民であるもの 2: 準州に1年以上居住しているもの。登録に先立って下院議会の選挙地区に3か月以上登録をしているもの 3: 21歳以上であるもの 4: それぞれの選挙に先立ち、法による期間の間に、彼の住む地域で姓名を下院議会投票登録をしているもの 5: 英語ないしハワイ語の識字ができるもの	ハワイ共和国の市民に合衆国市民権を付与。『モーガン・レポート』ニューランズ法に記載された人種統治戦略を採用。言語規定により、事実上東洋人種を排除。

典拠: Kingdom of Hawaii Constitution of 1840; Kingdom of Hawaii Constitution of 1852; Constitution Kingdom of Hawaii of 1864; Amendment of Kingdom of Hawaii Constitution of 1874; Constitution Kingdom of Hawaii of 1887; United States. Congress. Senate. 53rd Congress, Report, no. 227. (Morgan Report), 21; U.S. 55th Congress, 2d Session Senate. Document No. 109., Constitutions of Hawaii (Washington D.C., 1898); U.S. Senate, Joint Resolution Annexing Hawaii to the United States (Newlands Resolution) Resolution No. 55, July 7, 1898; 20 Stat. 750; 2 Supp. R. S. 395; Ralph S. Kuykendall, Constitutions of the Hawaiian Kingdom, Papers of the Hawaiian Historical Society, No. 21 (1940); U.S., Organic Act, Act of April 30, 1900, C 339, 31 Stat 141.

したならばハワイは即座に破滅へと向かうと断定し、また東洋人移民の流入と混血によりハワイ人が将来絶滅する可能性があり、それを救うための唯一の手段としてハワイを合衆国へ併合することを主張した³²⁾。彼らの中には、ハワイへ大量の白人移住が人口割合における白人の不利を解決できると考え、ハワイ人の人口数はアメリカ国民にとって脅威にならないと論じるものもいた。またハワイの法律が中国人労働者に対して合衆国の法律と同様に移民制限を行っており、将来的にはハワイは白人州になるであろうという希望的観測を持った併合論者もいた³³⁾。

教育水準の高さやキリスト教の受容などからハワイ人を文明化された人種であると考えた後者の併合論者は、彼らを市民権付与に適合した人種であると捉えた。特に、ハワイ人の文明化の議論に関係してハワイ人の教育程度が遡上にあがった。ハワイにおける西洋的教育が始まったのは、ニューイングランドからアメリカ海外伝道評議会宣教師が訪布した1820年からである。宣教師団はハワイ人をキリスト教化し、アメリカ化する使命感をもち、彼らの風習・生活をアメリカ人の水準に引き上げることに一つの目標をおいた。ハワイ語には文字がなかったため、彼らはハワイ人の教育のためアルファベットによるハワイ語を考案した。1830年代にはハワイ語による新聞を刊行し、聖書を出版するなど、表記化されたハワイ語は急速に普及した。また、内閣における教育大臣の設置、1850年の教育法の制定、1859年の読み書きや算数の義務教育化と諸学校の設立など、ハワイでの教育体制が確立した³⁴⁾。

こうした事態を背景に、宣教師はハワイ国王や族長、内閣の相談役として内政に接近し、次第にハワイ社会に影響を及ぼすようになった。ハワイではリホリホ王の時代に伝統的なカプ制度(Kapu)が廃止されたばかりであった。この後、徐々にハワイの王族や貴族はカプに変わるものとしてキリスト教を採用していき、ハワイ社会に拡大した。このようにして、ハワイの読み書き能力及び教育体制の充実とともに、キリスト教もハワイにおいて広く受容されていったのである³⁵⁾。

この教育水準の高さとキリスト教受容が、アメリカのハワイ併合論争においてハワイ人が自治の可能な人種であるという議論を促進した。強硬な膨張論者であったグロスヴェナー下院議員(Charles H. Grosvenor, オハイオ, 共和党)は、センサスによればハワイ人の6歳児の識字比率が85%であり、学校在籍率が81%であることを指摘した。また教育義務が徹底されており、世界でもトップレベルの教育水準であったことを示し、ハワイ人の教養の高さはアメリカ市民権に適格すると主張した³⁶⁾。

このような教育水準の高さとキリスト教受容の普及によって、ハワイ人を劣等人種であるのみならず議論が成立しなくなり、彼らが自治能力のある人々であり市民権を付与するのに値する人種であるという主張が広がった³⁷⁾。このことは逆説的に、アメリカの帝国主義運動において、白人の使命=文明化とキリスト教化の影響の大きさを示唆している。

以上のように、併合の賛成派・反対派の双方がハワイ人を文明化あるいは非文明の状態にあ

るとそれぞれ主張し、併合と反併合に都合の良いレトリックとして利用したのであった。また併合論者はいずれも、上記のようにハワイ人が現段階ないし将来においてアメリカ市民権付与に適格であると議論した。反併合論者のハワイ人＝野蛮という主張以外は、ハワイ併合にはハワイ人への市民権付与が認められるという点では大筋で一致をみたのであった。

表Ⅱ-1 ハワイの学校数、教諭数、生徒数（1896年）

	学校数	男性教諭	女性教諭	教諭総計	男生徒	女生徒	生徒総計
公立学校	132	111	169	280	5,754	4,435	10,189
私立学校	63	72	130	202	1,994	1,840	3,834
総数	195	183	299	482	7,748	6,275	14,023

表Ⅱ-2 学校数・教諭数1に対しての生徒数の平均値（1896年）

	学校数	教諭数
生徒数(公立)	77.18	36.38
生徒数(私立)	60.85	18.98
総数	71.98	29.09

表Ⅱ-3 人種別学校在籍生徒数（1896年）

人種	男生徒	女生徒	総計
ハワイ人	3,048	2,432	5,480
混血ハワイ人	1,152	1,296	2,448
アメリカ人	219	198	417
イギリス人	105	151	256
ドイツ人	152	136	288
ポルトガル人	2,066	1,534	3,600
スカンジナビア人	51	47	98
日本人	242	155	397
中国人	641	280	921
南海諸島人	15	13	28
他の外国人	57	33	90
総数	7,748	6,275	14,023

表Ⅱ-4 6歳児におけるハワイ人の識字能力比率（1896年）

	ハワイ語	英語
純血ハワイ人	83.97%	26%
混血ハワイ人	91.21%	69%
平均値	85.28%	α

※ 表Ⅱ-2は、それぞれの学校・教諭が受け持つ生徒数の割合（教育水準）を検討するため、学校数1、教諭数1に対しての生徒数の平均値を算出した。 α は算出データなし。

典拠：“Hawaii There is such a thing as an American Spirits” *Miscellaneous Documents and Speeches on Cuba and Philippines* 15 (Washington D.C., G.P.O., 1896-99), 10-11; Thos G.Thrum, *Hawaiian Almanac and Annual for 1898* (Honolulu: Press Publishing Co., 1898).

II-2 ハワイ併合におけるアメリカ市民権の付与とモーガンの人種観

歴史家ウェストンはモーガンを19/20世紀転換期の最も著名な帝国主義運動家（Imperialistic campaigner）と捉えた。モーガンはハワイ併合を合衆国の義務であると考え、併合が行われなければ東洋人が移民として流入し、彼らが人口割合において優勢になることを恐れていた。そして、ハワイ人をそうした状況から守るために合衆国への併合が最適であると主張し、アメリカの影響力を拡大すべきであると考えたと指摘している。しかし、ウェストンはモーガンのハワイ併合後の統治への関与を分析していない。以下では彼の統治戦略を検討する³⁸⁾。

マッキンリー政権によってハワイ併合条約が連邦議会に提出されると、モーガンは併合論を再び強く促進し始め、決議案を作成するなどその批准に尽力した。ニューランズ下院議員（Francis G. Newlands, ネバダ, 民主党）はハワイ併合合同決議案を1898年5月4日議会に提出した。東洋人移民の参政権からの排除を盛り込んだニューランズ法が採択され、ハワイ併合が達成されると（7月7日）、モーガンは実際のハワイ統治に関与していった。マッキンリー大統領は、元外交委員会議長であったモーガンをハワイ委員会の委員として信頼しており、ハワイ準州政府の憲法制定委員に任命したのである。モーガンはこれを受け、アメリカ議会で司法問題などを中心にハワイ準州政府成立に関与し、1900年4月30日にはハワイ準州政府の憲法といえる基本法が制定されたのであった³⁹⁾。

ハワイにおける市民権付与に関して、モーガンはアメリカの白人にとって不必要な人種要素を、参政権における資格規定の導入により排除が可能であると考えていた。I章で見たように、彼は『モーガン・レポート』の中で併合の際、ハワイ人に対して白人との間で人種差別をしないことを主張したが、一方ハワイ人と東洋人を明確に区別することを重要視していた⁴⁰⁾。

すでに指摘したように、モーガンは、ハワイ人は教育程度が高く、アメリカ化及びキリスト教化された人々であると捉えていた。1898年3月に『フォーラム』（*Forum*）誌に掲載された論考の中で、彼はハワイ併合論を強調し、王朝派によるハワイ王国の復活を現出させないため、「非常に高度な道徳的・国家的義務」であるハワイ併合を行うべきであると訴える。合衆国とハワイが「いかなる他国との間には存在しない関係を維持してきた」ので、ハワイの政府機能や領土をアメリカの同意なしに権利譲渡することは出来ないと彼は両国の特別な関係をここでも主張する。それはハワイで双方の人種の関わりにおいて培われてきた関係によって増強されたと説明するのである⁴¹⁾。

またモーガンは一般的にハワイ人が清潔で礼儀正しい「幸福な人種」であると好意的な見方を示した。さらに、彼は義務教育の普及や識字率の高さを説明し、それはハワイ語のみならず英語においてもそうであり、教育の高水準を主張した。これを根拠にアメリカ系住民によってキリスト教化されたハワイが、合衆国への併合を望んでおり、それを承認すべきであると彼は

訴える⁴²⁾。ハワイはアメリカ併合に相応しい地域であり、文明化したハワイ人に合衆国憲法を与え、アメリカの市民とすることが可能であるとモーガンは強調したのである。この意味において、彼は全くの非白人排除論者ではなかったし、またハワイ人を野蛮な民族と定義し、その文明化を唱導する人道的帝国主義者とも異なっていた⁴³⁾。

その上で、モーガンは併合後の具体的な統治問題においてどのような政策をもっていたのか。ハワイ併合条約にマッキンリー大統領が署名した当日、モーガンはハワイ委員会報告書の中で、参政権と司法権について報告した。彼はこの中で、1887年憲法を支持し、ハワイでの混乱を避けるためこの憲法を基盤として制度を作り、ハワイ議会両院の議員立候補資格の財産制限がさらに緩和されるだろうと述べた。そして、参政権が過去ハワイ人に対してこれまで拡大してきており、参政権を享受する市民が増えることは、それを取り除くよりも寧ろ望ましいと主張し、モーガンはハワイ人への市民権付与を強く肯定したのであった。彼は参政権に言及しながら、その獲得資格として言語規定と財産規定が過去において要求されたことを指摘し、実際にすべてのハワイ人がこの資格を獲得したとして資格条件を課すことを提案した。この財産資格によって多くの賃金労働者を、また英語かハワイ語の識字資格条項によってハワイで働く東洋人を排除することになるのである。

財産資格に関しては、モーガンはハワイ人が過去の憲法において制限選挙を行った経験を理由に挙げながらも、財産資格は今後完全に取り除かれる時がくるだろうが、現段階では当分の間ある程度それらは保持されるべきであるという意見があると報告した。しかし、彼は財産規定を今後強化すべきでないとしている⁴⁴⁾。

司法権に関して、モーガンはアメリカ連邦法の適用と同時にハワイ領土の司法が必要であると考えていた⁴⁵⁾。憲法や法律の多くはアメリカ系ハオレの影響を受けて作成されたものだが、ハワイは独立国家として独自の司法制度を持っていた⁴⁶⁾。ゆえにハワイの以前の司法制度が、アメリカ各州の場合のように機能するとモーガンは見なしていたのである。さらに実際の統治の面から、彼は司法権の分割を考えた。ハワイの司法制度はアメリカ連邦レベルと同等の内容を持つものであったが、実際にはそれを分離分割し、整理することによって、準州司法と連邦司法に区分する必要があった。この利点はハワイ準州の司法権が州のそれと同様に独自の司法を持つことによって、現実的な問題として本土からの距離をカバーすることにあった。また一方で、ハワイに寄港する船舶は増加しており、国際間の利害を裁定しなければならない事態が発生する可能性もあり、このような事例に関しては連邦法レベルの司法によって解決されるべきであるとモーガンは述べている⁴⁷⁾。

こうした司法権問題で考慮されなければならないのは、ハワイを合衆国に併合することによって出現した人種間の問題であった。モーガンは、ハワイの司法制度が合衆国の司法制度へと転換する過程の中で、人種の混在した陪審制の廃止を取り上げている。それまでハワイにおいて、

非ハワイ人の裁判は非ハワイ人の、ハワイ人との裁判はハワイ人の、ハワイ人と非ハワイ人との間の裁判は両者により平等に構成された陪審によって裁判が行われていた。彼は人種の混合した陪審制をやめる代わりに、「肌の色や血を考慮しないで、英語を話す合衆国の市民によって構成された陪審員」による裁判制度を作るべきであり、ハワイ人が合衆国の市民になるとき、そしてハワイ人の大多数が英語を理解するようになるとき、彼らの大部分は陪審の席に座る資格を有すると論じたのである。モーガンは、将来ハワイ人をハオレと区別する必要がなくなることを示唆したのであった。しかし、現状では、法律家には全ての裁判所で活動することが許されている者と下級裁判所でのみ許されている者の二つの階層があり、前者はハワイ人を含んでいるが主としてアメリカ人であり、後者はハワイ人であり、この段階での区別状況を報告した⁴⁸⁾。

ハワイ委員会のメンバーはその後、実際に訪布し、準州の憲法に当たる基本法を起草した。しかし、これは即座に議会承認を受けることはなく、二つの大きな修正を受けた。一つは裁判官の任命権を大統領が持ち、他は参政権に対する財産資格を廃止することであった。モーガンは司法の任命権は地方政府の権利であるとして大統領が保持することに反対した。しかし、基本法を通過させるため、財産資格の修正については強硬な反論をしていない⁴⁹⁾。併合後2年経って施行された1900年ハワイ基本法では、第4条において1898年8月12日までにハワイ共和国市民であったものはアメリカ市民になった。そして、ハワイに在住していたアメリカ市民、もしくは1898年8月12日以降1年間以上ハワイに在住したアメリカ市民は、ハワイ準州市民になることができた。このように、ハワイ人にはアメリカ市民権が適用されたのであった。しかし、その一方で同法により東洋人移民にアメリカ市民権が付与されることはなかった。ついで東洋人を参政権から排除した過程を検討する。

II-3 東洋人の排除

ハワイ人以外で議論されたもう一つの人種要素がハワイに在住する東洋人労働者移民であった。白人中心の政府は、当初から、連邦政府及び議会は日本人移民の増加を認識しており、1896年の国勢調査により、それがデータとして明らかになると「日本人移民」脅威論が生まれ、日本人移民上陸拒否事件が起こった⁵⁰⁾。

日本政府は移民保護の目的で戦艦を派遣した。1897年に就任して間もないマッキンリー大統領は、「日本人移民による静かなハワイ侵略という噂」と、日清戦争に勝利し強国となりつつあった「日本帝国政府による脅威」を「日本の脅威」と認識し、さらに日本によるハワイ支配という実態のない人種議論に影響を受け、ハワイ併合を促進した。しかし、併合の阻害となったのがまさにこの安価な労働者としての東洋人だった⁵¹⁾。

元来、ハワイにおける東洋人は、ハワイ経済の基盤である砂糖黍プランテーションで働く契

約労働者として流入した。この東洋人は主に中国人と日本人であり、それぞれがハワイ人口に迫るほどになり、社会に脅威をもたらす存在となった。しかしこれらの労働移民はプランテーションにとって欠かせない労働者であり、彼らを排除することはハワイ経済にとって死活問題であった。

このような労働力としての日本人移民への参政権付与の問題は、日布渡航条約（1886年）の締結に遡る。同条約は日本人移民がハワイ憲法に従い保護を規定したため、彼らは参政権を得ることが可能であった。1887年憲法の言語規定によりその参政権は剥奪されたが、1893年にハワイ革命によりハオレ中心の政府が生まれると、日本人移民は参政権の保障を要求したのである。日本政府はこれを受けて、日本人がハオレと同等の権利を得ること、及び参政権の確保を主要な課題と考え、日本人移民保護を名目に軍艦「浪速」などを派遣した。しかし、アメリカ政府やハワイのハオレ社会はこれを「日本の脅威」と感じたのである⁵²⁾。

一方、ハワイ共和国は外国人上陸条令（1894年）などにより移民制限を行い、ハワイへ上陸する際、日本人自由労働移民に50ドルの携帯を義務づけた。しかし、移民会社は見せ金を貸し与えて後に回収する方法で、日本人移民は極端な増加を見せたのである。その後、国勢調査によってハワイでの日本人移民の増大が明白になり、人種割合においても上位を占めたため、1896年から97年にかけて、ハワイ政府は移民の上陸を拒絶する事態となった。これに対し、日本政府も渡航移民の保護とハワイ政府への損害賠償を要求し、抗議のため、島村久公使を乗船させた軍艦「浪速」を再びハワイへと派遣した。ハワイ共和国政府が抱える東洋人人種問題とプランテーション労働者の需要の矛盾を孕んだ問題の解決策は、またハワイにおける日本人移民への脅威を生み出したのである。ハワイ政府はこれをハワイ併合の促進に利用したのであった⁵³⁾。

海軍理論家マハンが1893年に想定したようなハワイにおける西洋と東洋の衝突という脅威論が形成されつつあった。それはキリスト教徒と異教徒が衝突し、ハワイが日本に併合されるかも知れないというものであった。この日本脅威論の下、1897年に日本政府・ハワイ共和国政府・アメリカ政府の間で交渉が行われたが、その結果アメリカ政府では「日本人移民問題」と「日本政府」を同一視し、ハワイ共和国政府とアメリカ連邦議会で「日本脅威論」が醸成されたのである。この脅威はマッキンリー政府にとっても憂慮すべき事項となり、実態のない「日本の脅威」のもと、新たなハワイ併合条約が1897年6月に調印されたのである。歴史家モーガンはこの条約の成立は1897年の「日本の脅威」によって加速されたのであり、1898年の併合条約の調印は米西戦争による連鎖的反應の結果だけではないことを指摘している⁵⁴⁾。

このような事態の進展の過程で、モーガン上院議員は日本脅威論と黄禍論の勃興において重要な役割を果たしている。1896年にモーガンはワシントンで駐米布公使ハッチ（Francis M. Hatch）と私的な会談を持ち、モーガンはハワイに日本政府の謀略があり（ハワイの日本人移

民が日本政府のスパイである、ないし移民によってハワイ支配しようとしているという噂があった)、ハワイでの日本人増加が併合の壁になるかも知れないと伝えた。彼は日布友好条約(1871年)の完全な終結を示唆した。

歴史家コフマン(Tom Coffman)によれば、モーガンが主張する日本政府陰謀説には証拠がないという。しかし、ハッチは危機感をつのらせ、三つの対策を考案した。一つは移民を完全にコントロールするための条約を約定し、契約労働に対する日本政府の同意を得ること、二つ目は日本がそれに同意しなければ契約移民をうち切ること、さらに50ドルの携帯義務を引き上げ、結果的にハワイの白人労働者の割合を増加させることであった。ハッチの政策はハワイ共和国のドール政権で採用された。このようにモーガンは1896年以降のハワイ共和国の政策にも役割を果たしている⁵⁵⁾。

ハワイ併合後のアメリカ議会では、基本法を制定する議論においても東洋人種の脅威が取り上げられた。ノックス下院議員(William S. Knox, マサチューセッツ, 共和党)は、ハワイの通商的・戦略的な重要性を述べた上で、ハワイへのアメリカ司法権の拡大を議論しつつ、ハワイがキューバ、プエルトリコ、フィリピンとは異なり、自治政府を持つことが可能な土地であると定義し、ハワイ共和国の下でハワイ市民であったものは合衆国市民になることが出来ると主張した。彼はハワイ独自の法律とともに、ハワイに準州政府の樹立を認めるべきであると述べた。一方でノックスは、参政権に関して、11万人いる東洋人が過去と同様な方法で排除でき、準州政府の設置に際して、彼らには決して参政権を付与されないと主張した。またノックスや他の議員の中には、ハワイから東洋人を一定の割合で退去させるべきであるとする者もいた⁵⁶⁾。

ハワイの現状を詳細に把握していたモーガン上院議員は、ノックスの主張に先だって上院で東洋人排除戦略に言及した。彼は合衆国の連邦司法権をハワイまで拡大することを主張する中で、ハワイでの中国移民と日本移民に関しては合衆国連邦法をハワイへ適用することにより、彼らの参政権の獲得を防ぐべきだと論じた。東洋からの大量移民を退去させるよりも、ハワイ国内に残るアジア系移民を「隔離するというより重要な問題」が存在していると彼は強調したのである⁵⁷⁾。

しかしながら、モーガンは一般的な共和党ラインに沿った膨張論者の立場からハワイにおける黄禍論ないし、「日本の脅威」を扇動したわけではない。彼はハワイの中国人移民に市民権を付与するのに不適合であると考えていたが、アメリカ本土の中国人移民排斥運動に対して、南部プランテーションの安価な労働力の供給源として中国人移民の必要性を唱導していたのである。移民排斥法の更新はその供給を断つものとして強硬に反対し、南部の移民排斥法反対論で中心的な役割を担っていた。この矛盾した主張は、彼の人権ないし対外政策に対する考え方が変わったことを意味しない。むしろ、ハワイにおける中国人移民を併合の妨害者とし

て、アメリカ本土の中国人労働者を南部再建の援助者として位置づけており、この意味においてモーガンは、プラグマティックな政策を推進した人物と捉えられるべきである⁵⁸⁾。

ノックスの東洋人種の排斥論と異なり、モーガンはハワイにおける経済の中心となっていた砂糖プランターの要請を理解していた。ハワイ共和国政府と密接な関係を持ったモーガンは、アメリカ議会において東洋人問題の解決策を考慮しながら、ハワイ経済における彼らの必要性を示した。彼は移民排斥法が砂糖業を営むアメリカ系ハオレに利益をもたらさないことを指摘し、労働移民の国外退去に強く反対したのである⁵⁹⁾。

基本法では参政権付与条件を定義した 60 条に基づき、ハワイ共和国のもとで市民権を付与されていなかった東洋人は、ハワイ準州においても市民権を得ることが出来ず、この条約は東洋人を排除する統治政策として機能した。またハワイ語と英語の識字を条件にしたため、東洋人移民の一世が市民権を獲得することはほぼ不可能であった。このようにしてハワイ準州の成立当初において、東洋人はアメリカ市民権を獲得することから排除された。ハワイにおける東洋人は合衆国の体制から排除され、一方でプランテーションの労働者の必要性を満たすことに成功したのである⁶⁰⁾。

以上のように、アメリカ政府内には「日本の脅威」論が存在し、他方ハワイにおいては 19 世紀末から「日本移民の脅威」が問題視されていた。アメリカ政府は「日本の脅威」と「日本移民の脅威」を同一視し、対ハワイ政策に反映させた。それらはハワイ共和国とアメリカの双方において統治の原則ないし、対外政策として重要な地位を占めていた。これらの脅威に証拠や実態はなかったが、ハワイ併合問題における黄禍論は実際にアメリカの対ハワイ政策決定過程に影響を与えたのである。結果的に、連邦議会の併合論争においてハワイにおける多元的な人種の存在を解決し、併合を実現し、基本法に採用されたのが『モーガン・レポート』で主張された人種統治戦略であった。

結 論

アメリカ市民権獲得の条件としてハワイ語ないし英語の識字能力が規定され、この言語規定は、ハワイ人の市民権獲得を受容する一方、東洋人を参政権から排除した。この政策は、ハワイ準州の憲法にあたる基本法にも明文化された。歴史家オズボーンはアメリカ議会には、非白人人種の存在という「観念的な抑止力 (Ideological Deterrents)」があり、ハワイ併合の阻害要因となったと論じた⁶¹⁾。しかしながら、この抑止力はモーガンの提案した東洋人移民を政治過程から排除する人種統治戦略により払拭され、連邦議会はそれを政策として実施したのである。

ハワイ併合と基本法の制定において、合衆国はハワイ人に市民権を付与し、アメリカ市民権が非白人人種にまで拡大された。これは今後の島嶼獲得地における原住民の統治問題の試金石

となる事例であった。現実にはハワイで採用された政策がそのまま他の島嶼獲得地で採用されたわけではない。しかし、この時期の合衆国がハワイ人を合衆国市民として編入し、また海外領土を準州として獲得したことは、ハワイ併合には単なる極東へ進出への踏み石ではないハワイ独自の問題が存在したことを示している。

膨張主義者としてのモーガンの戦略は、『モーガン・レポート』に人種に関する記述及び市民権問題を内包したことにより、より実践的な統治を提案するものとなった。過去の研究で指摘されなかったことに、ターピー決議以前の併合論者による強力な主張である『モーガン・レポート』にこうした内容が併記されたことは、後のハワイ併合とその統治問題に対して一定の方向性を示した。実際にレポートで主張された統治の方法論が議会での論争の焦点となった。この戦略はマッキンリー政権下の1898年にハワイ併合を承認したニューランズ法において統治政策として採用され、ハワイ併合後事実上のハワイ準州の憲法にあたる1900年基本法に約定されたのであった。このように『モーガン・レポート』は、1) 指導的膨張論者であり、また上院外交委員会議長であるモーガンがまとめた、併合を促進するための議会報告書であった、及び2) その中で提示された人種統治戦略——すなわち白人とハワイ人による政府を樹立し、彼らには市民権を付与し、一方で東洋人からは剥奪する戦略——が後に政策として採用された点を再評価すべきである。また、モーガンがハワイ委員会に所属し、ハワイ統治に積極的に関与した点を見逃してはならない。以上により、本稿はモーガンを19/20世紀転換期の唱導的なハワイ併合論者であったばかりでなく、その政策の実現に実質的な役割を果たした、アメリカ海外膨張における主要な膨張論者として捉え、彼の重要性を提起するものである。

注

- 1) 本研究ではハワイ革命時(1893年)からハワイ準州基本法(1900年)成立までを対象期間とするが、併合問題全体を考える上でアメリカ・ハワイ間の互惠条約締結及び更新期(1875-87年)なども検討する必要がある。また本研究は合衆国連邦議会の政策決定過程を検討することを目標としており、ハワイ史や日米関係史の視点からは異なった期間設定が可能である。なおハワイは漢字で布哇と表記し、米布関係のように省略して表記することがある。
- 2) United States. Congress. Senate. 53rd Congress, *Report*, no. 227. 本研究では Committee on Foreign Relations., *Hawaiian Islands: Report of the Committee on Foreign Relations, United States Senate, with Accompanying Testimony and Executive Documents Transmitted to Congress from January 1, 1893, to March 10, 1894*, Vol. 1-2 (Washington D.C.: GPO, 1894) を定本とした。以下、*Morgan Report* とする。
- 3) 外交に関連したモーガン研究としては、Joseph A. Fry, *John Tyler Morgan and the Search for Southern Autonomy* (Knoxville: University of Tennessee Press, 1992); *Idem*, "John Tyler Morgan's Southern Expansionist" *Diplomatic History* 9-4 (Fall, 1985), 329-46; August Carl Radke Jr., *John Tyler Morgan, An Expansionist Senator, 1877-1907* (Ph.D. Dissertation, University of Washington, 1953) など。いずれもハワイ併合問題に関する言及はあるが、統治政策に関連した実証研究はされていない。

- 4) ハワイ併合を極東への飛び石として記述した研究として, Julius W. Pratt, *Expansionists of 1898: The Acquisition of Hawaii and Spanish Islands* (Baltimore: Johns Hopkins Press, 1936); Walter LaFeber, *The American Search for Opportunity, 1865-1913* (New York: Cambridge University Press, 1993) など。ハワイ史の研究としては, Ralph S. Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom* (Honolulu: University of Hawaii Press, 1938-67), Vol. 1-3; Gavan Daws, *Shoal of Time* (Honolulu: University Press of Hawaii, 1968); 中嶋弓子, 『ハワイ・さまよえる楽園』(東京書籍, 1993); H. E. グレゴリー (國友忠夫訳) 『ハワイ史』(三省堂, 1943) 等を参照。日本脅威論研究はII章を参照。
- 5) ハワイ革命とハワイ併合の研究としては Thomas J. Osborne, "*Empire Can Wait*": *American Opposition to Hawaiian Annexation, 1893-1898* (Kent, Ohio: Kent State University Press, 1981) この研究はハワイ併合 100 周年にあわせ *Annexation Hawaii* のタイトルで再出版された (Waimanalo: Island Style Press, 1998); Thurston Twigg-Smith, *Hawaiian Sovereignty; Do the Facts Matter?* (Honolulu: Goodale Publishing, 1998); Tom Coffman, *Nation Within; The Story of America's Annexation of the Nation of Hawaii* (Kaneohe: Epicenter, 1998); William A. Russ Jr., *Hawaiian Revolution 1893-94* (Selinsgrove: Susquehanna University Press, 1959); *Idem*, *The Hawaiian Republic, 1894-98, and Its Struggle to win Annexation*. (Selinsgrove: Susquehanna University Press, 1961); 今井輝子「米布併合をめぐる日米関係」『国際関係学研究』6 (1980), 49-65 等を参照。
- 6) Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom* Vol. 3, 582-608; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 113-63; 中嶋, 86-96。白人をハワイ語でハオレ (Haole) と表現する。ハワイ在住の白人と在外の白人を区別するため本稿ではしばしば在布白人をハオレと表記する。
- 7) またアメリカ議会内の他, マスメディアにおいても併合への強い反対はなかった (Osborne, *Annexation Hawaii*, 2)。
- 8) Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom* Vol. 3, 609-16; Osborne, *Annexation Hawaii*, 1-4; Pratt, 122.
- 9) プラントからの報告書は 8 月から 10 月にかけて断続的に大統領と國務長官に報告された。刊行史料として United States. Congress (53rd, 3rd Session: 1894-1895). House, *Affairs in Hawaii*. (Washington: GPO, 1895)。以下, *Affairs in Hawaii*。
- 10) *Affairs in Hawaii*, 567; Pratt, 123-124, 127, 137; Alfred L. Castle, "Tentative Empire: Walter Q. Gresham, U.S. Foreign Policy and Hawaii, 1893-1895", *The Hawaiian Journal of History* 29 (1995), 83-96。中嶋, 99。; クリーブランド大統領の対ハワイ政策及びハワイ王朝への謝罪についてはハワイ特別演説を参照。President Grover Cleveland's Message, December 18, 1893. *To the Senate and House of Representatives*.
- 11) Pratt, 175; Osborne, *Annexation Hawaii*, 60-62, 75.
- 12) ニューレフト史家は世紀転換期のアメリカ膨張主義の戦術を巡る論争に関して, 膨張主義者を 3 つの路線に分類した。その中で「反帝国主義的膨張主義者」は自称反帝国・反併合論者であるが, 低関税政策を伴った自由貿易を唱導し, 実際には海外市場の必要性を確信している膨張論者であると提起している。William A. Williams, *The Tragedy of American Diplomacy* (Cleveland: World Pub. Co, 1959), 45-48 に基本的な観点が, また Lloyd C. Gardner, Walter F. LaFeber, Thomas J. McCormick, *Creation of the American Empire: U.S. Diplomatic History* (Chicago: Rand McNally, 1973), 226-231 にこの分類の定式化された観点が述べられている。
- 13) モーガンの再調査決議は賛成 55, 反対 0, 棄権 30 で通過した。この時期の上院外交委員会はモーガンが議長であり, しばしばモーガン委員会と呼称された。彼の主導したこの報告書もまた『モーガン・レポート』と呼ばれている。1894 年 2 月 26 日, 議会に提出されている。*Morgan Report; Congressional Record*, 1894, 2408; Campbell, 191-92; Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom* Vol. 3,

- 647-648; Pratt, 175.
- 14) ターピーは反併合論者で、上院外交委員会に所属していた。この決議は米布互惠条約を存続させた (Osborne, 75-76, 80-82; Russ, 343-46; Pratt, 184)。ターピー決議以降のモーガンのハワイ併合主張沈静化について、歴史家フライは彼が1894年11月に上院議員選挙を控えており、このため民主党員として共和党批判をせざるをえなかったためであると分析している (Fry, 86-87)。
- 15) *Morgan Report*, 1-38; Osborne, *Annexation Hawaii*, 53-54。;『ブラウント・レポート』と『モーガン・レポート』を比較検討している研究書として、Pratt, 183-84; Twigg-Smith, 83-206; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 164-221, 323-48; 中嶋, 96-103。; モーガンはクリーブランドとグレシャムがブラウントばかりでなく女王の特使ないし女王側からの誤った情報によって影響を受けたと主張した (Fry, "John Tyler Morgan's Southern Expansionist", 3-13)。
- 16) *Morgan Report*, 2-4; Kuykendall, 580-605; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 335-37; 中嶋, 87。
- 17) この言葉は暫定政府の駐米公使であり、ハワイ革命の中心人物であったサーストンによって引用されている (*Address "Why I Am an Annexationist" delivered by Lorrin A. Thurston: at Honolulu to the American League on May 29, 1895 and to the Grand Army of the Republic on Decoration Day, May 30, 1895.* (1895))。彼は革命直後の派遣団ないし公使としてワシントンに駐在したとき、モーガンと親密な関係を持った。
- 18) *Morgan Report*, 12.
- 19) *Morgan Report*, 20-21, 364; Merze Tate, *The United States and the Hawaiian Kingdom, A Political History* (Westport: Greenwood Press, 1980).
- 20) *Morgan Report*, 21。Kanaka という言葉は連邦議会でハワイ人を野蛮な民族として示唆する目的で、クーリーと同等なものとして、しばしば反併合論者によって用いられた。
- 21) 本稿では他の合衆国領土ないし獲得地とハワイ併合問題の事例の比較検討までは踏み込まない。この時期の合衆国が島嶼獲得地を比較検討した研究として Rubin F. Weston, *Racism in U.S. Imperialism: The Influence of Racial Assumptions on American Foreign Policy, 1893-1946* Columbia: University of South Carolina Press, 1972); Katharine Sara Bjork, *Incorporating An Empire: From Deregulating Labor to Regulating Leisure in Cuba, Puerto Rico, Hawaii, and the Philippines, 1898-1909* (Ph.D. Thesis, University of Chicago, 1998); Lanny Thompson, "The Imperial Republic: A Comparison of the Insular Territories under U.S. Dominion after 1898", *Pacific Historical Review* 71-4 (2002), 535-74; 林義勝「スペイン・アメリカ・キューバ・フィリピン戦争——海外植民地領有のレトリックと統治の実態——」『駿台史学』112 (2001), 53-90 や、議会への報告書 United States. General Accounting Office., *Experiences of Past Territories can assist Puerto Rico Status Deliberations: Report to the Congress* (Washington D.C.: U.S. General Accounting Office, 1980) など。
- 22) ハワイの多元的な人種問題の研究として、ロナルド・タカキ (富田虎男, 白井洋子訳)『パウ・ハナハワイ移民の社会史』(刀水書房, 1985); また、ハワイ併合期の東洋人種の研究として Thomas A. Bailey, "Japan's Protest against the Annexation of Hawaii" *The Journal of Modern History*, vol. III, no. 1 (March, 1931), 46-61; William M. Morgan, *Strategic Factors in Hawaiian Annexation* (Ann Arbor: University Microfilms International, 1980); *Idem*, "The Anti-Japanese Origins of Hawaiian Annexation Treaty of 1897", *Diplomatic History*, 6-1 (Winter, 1982), 23-44; 都九潤子, 「多民族社会ハワイの形成」『国際関係論研究』7 (国際関係論研究会, 1989), 17-68。
- 23) *Kingdom of Hawaii Constitution of 1840; Kingdom of Hawaii Constitution of 1852*; 議会は王が指名する貴族院と、選挙により選出された代議員議会による二院制とされた。参政権資格に関して、財産は問われなかったため、王権はかなり縮小された (Kuykendall, Vol. 3, 167-9; 中嶋, 38, 57)。

- 24) *Constitution Kingdom of Hawaii of 1864*. 議会は貴族院と下院を合併して一院制とした。ハワイ王国下では宣教師の指導と義務教育により識字率が高く、土地所有者も徐々に増えていた。このためこの条件はそれほど大きな支障にはならなかったと考えられる（中嶋, 60）。
- 25) *Amendment of Kingdom of Hawaii Constitution of 1874*.
- 26) *Constitution Kingdom of Hawaii of 1887*. この憲法はサーストンら 13 人委員会によって起草された。彼らは新憲法をカラカウア王に提出すると、24 時間以内に承認の署名を行うように要求した。背後に武装集団ホノルル・ライフルズがおり、新憲法による承認を威嚇のもとに強制した（中嶋, 79）。
- 27) U.S. 55th Congress, 2d Session Senate. Document No. 109., *Constitutions of Hawaii* (Washington D.C., 1898); Kuykendall, "Constitutions of the Hawaiian Kingdom", *Papers of the Hawaiian Historical Society*, No. 21 (1940).
- 28) United States. Congress. Senate. Committee on Pacific Islands and Puerto Rico, *Hawaiian Investigation. Report of Subcommittee on Pacific Islands and Porto Rico on General Conditions in Hawaii* (Washington D.C.: GPO, 1902-03) Part 1, 237; 中嶋, 104。ハワイ共和国の成立はモーガン・レポートの提出以後。
- 29) Osborne, *Annexation Hawaii*, 28-39.
- 30) Osborne, *Annexation Hawaii*, 30-37; Weston, 56.
- 31) Osborne, *Annexation Hawaii*, 34-36; Fred T. Dubois, *Remonstrance against the Annexation of Hawaii* (Washington D.C.: GPO, 1897), 3.
- 32) Weston, 58-59; Castle, 83-96.
- 33) Weston, 58-66.
- 34) Mary K. Pukui, Samuel H. Elbert, *Hawaiian Dictionary. Revised and Enlarged Edition* (Honolulu, 1986); 中嶋, 32-37。白人の優越の観念に基づいた、非白人の「劣った人種」を教化する、ないし文明化させるというドグマは、世紀転換期の海外膨張においては「白人の使命 (White Man's Burden)」として議論された (Weston, 35-37, 44; Matthew F. Jacobson, *Barbarian Virtues: The United States Encounters Foreign Peoples at Home and Abroad, 1876-1917* (New York: Hill and Wang, 2000), 225-57)。
- 35) Kuykendall, *The Hawaiian Kingdom* Vol. 1, 7-9; グレゴリイ, 53-54; 中嶋, 19, 31。Kapu は禁忌などの意。旧ハワイ社会では kapu を破ると禍があるとされ、破ったものは最下層階級におとされた。リホリホ王の時代に西洋文明やキリスト教に接触したハワイ貴族の一部は kapu に疑問を持ち、摂政を中心に kapu の廃止を行った。
- 36) Congressional Record, No. 139, Vol. 31 ("Hawaii: There is such a thing as an American Spir its" *Miscellaneous Documents and Speeches on Cuba and Philippines* 15 (Washington D.C., 1896-99), 10-11); United States. Hawaiian Commission, *The Report of the Hawaiian Commission, Appointed in Pursuance of the "Joint Resolution to Provide for Annexing the Hawaiian Islands to the United States," approved July 7, 1898* (Washington D.C., GPO, 1898), 240。以下, *The Report of the Hawaiian Commission*。; United States. Congress, *Congressional Debates on Hawaii Organic Act, Together with Debates and Congressional Action on Other Matters Concerning the Hawaiian Islands* (1899-1900), v. 33, Pts. 1-8, 3766; Chauncey M. Depew, *Hawaii; Government and Conditions before and since Annexation to the United States and Present Requirements. Speech of Hon. Chauncey M. Depew of New York in the Senate of the United States, February 24, 1910* (Washington, 1910)。またグロスヴェナーは 6 歳以下の数千人が幼稚園に在籍しており、15 歳以上のうち約 2,000 人が学校に通っていたことを報告している。
- 37) 基本法を巡る論争においてもモーガンは、ハワイが既にキリスト教化された土地であり、教育水準が非常に高かったことを述べている (*Congressional Debates on Hawaii Organic Act*, 2028)。

- 38) Weston, 11, 50. ハワイにおける白人勢力と東洋人勢力の衝突であるという観点は、海軍理論家マハンや他の議員も意識していた（アメリカ古典文庫8, 麻田貞男訳, 『アルフレッド・T・マハン』（研究社, 1977）, 86-102）。
- 39) *Joint Resolution Annexing Hawaii to the United States* (Newlands Resolution) Resolution No. 55. July 7, 1898: 20 Stat. 750; 2 Supp. R. S. 395.; ハワイ準州基本法（U.S., Organic Act, Act of April 30, 1900, C 339, 31 Stat 141）。以下 *Organic Act.*; Olive Wyndette, *Islands of Destiny: A History of Hawaii* (Rutland; Vt.: Tuttle, 1968), 328. ハワイ併合合同決議案はニューランズによって提出されたため、ニューランズ法として知られている。; ハワイ準州政府が成立するまではハワイ共和国の制度がアメリカの法律に違反しない限り、そのまま維持された。
- 40) *Morgan Report*, 21; Fry, *John Tyler Morgan and the Search for Southern Autonomy*, 71-72; Weston, 11.
- 41) John T. Morgan, "The Duty of Annexing Hawaii" *Forum* XXV (March, 1898), 11-16; *Idem*, "The Territorial Expansion of the United States", *Independent* 50 (July 7, 1898), 10.
- 42) モーガンは1897年に訪布した際、同様な演説を行っている。この演説にはハワイ共和国の呼びかけで700人の聴衆が集まり、少なくとも275人はハワイ人であったと記録されている（Sewell to Sherman, No. 53, Oct. 2, 1987; Russ, *Hawaiian Republic 1894-98*, 206-07; Coffman, 275-79）。
- 43) John T. Morgan, "The Duty of Annexing Hawaii", 13, 16. ; 彼はハワイ併合が調印された日に掲載された論説の中で、アメリカ人がキリスト教と憲法によって、ハワイに秩序だった社会を生み出しており、そのもとで共和制政府が生まれたことを指摘し、ハワイとアメリカの共和制は融合が可能であると考えた。; また「すべてのアメリカ政府の道徳と政治的根元は、キリスト教の教えと誓いの上にある」と説明した。モーガンはもし合衆国政府が、世界のいかなる場所においても、アメリカの旗を掲げたならば、憲法によって民主主義を拡大する義務を負い、その義務の元でキリスト教義が究極的にその土地の法律の基本になると主張し、領土獲得に対するキリスト教と合衆国の憲法の関連及び原則を指摘した。; また彼は占領する可能性のあるいかなる諸島においてもその住民を隷属化することを否定した。キリスト教化とアメリカ化が領土住民を援助するだろうし、そうなれば住民が自治政府をもつ権利があり、それが達成できる可能性があることを示唆したのである（John T. Morgan, "The Territorial Expansion of the United States", 10-12）。
- 44) *The Report of Hawaiian Commission*, 149-50. 言語規定の他、財産規定により東洋人移民は参政権から排除された。
- 45) *The Report of Hawaiian Commission*, 160-61.
- 46) モーガンは、アメリカの影響のもとで憲法的政府が成長した結果であると述べ、「ハワイの裁判組織と訴訟の手続きは、既に合衆国の中で見られるものとまさに同様であった」と評価している（*The Report of Hawaiian Commission*, 160）。
- 47) 併合当時のハワイには、ハワイ共和国の司法制度の下、最高裁判所、地方裁判所（5ヶ所）、巡回裁判所（29ヶ所）と3種類の裁判所が存在した。最高裁判所は下級裁判所からの上告や法律に対する裁判など、ほぼ連邦最高裁と同様な権限を持つ。（*The Report of Hawaiian Commission*, 160）。
- 48) *The Report of Hawaiian Commission*, 160-61.
- 49) Radke, 244-45. モーガンは州権論者であり、大統領がハワイにおいて集権的な権力を保持することに反対した。
- 50) 1894年になると、官約労働移民が終わり、自由労働移民の流入が始まった（中嶋, 112-13）。ハワイとアメリカの日本脅威論に関しては Bailey, 46-61; William M. Morgan, 前掲書; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 23-25; 都丸, 17-68; 中嶋, 109-48。
- 51) 世紀転換期の中国移民排斥運動については, Jacobson, 80-82, 190-96; Charles S. Campbell, *The Transformation of the American Foreign Relations, 1865-1990* (Chicago: Harper & Row, 1976), 110-21; 貴堂嘉之「〈アメリカ人〉の境界の帝國的再編：世紀転換期における中国人移民政策の変容

- 1882~1906」『アメリカンスタディーズ』5 (2000), 87-104。世紀転換期の黄禍論についてはハインツ・ゴルヴィツァー (瀬野文教訳) 『黄禍論とはなにか』 (草思社, 1999), 71-102。
- 52) Bailey, 46-61; William M. Morgan 前掲書; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 23-25; 中嶋, 109-11。初期の日本人移民はハワイ王朝と日本政府の間で締結された官約移民であったため、日本政府が移民を保護する法的な権限をもっていた。
- 53) Bailey, 46-61; William M. Morgan, 前掲書; Russ, *Hawaiian Revolution 1893-94*, 23-25; 都丸, 17-68; 中嶋, 109-22。
- 54) Bailey, 46-61; Coffman, 213-17; Pratt, 319; Robert R. Beisner, *Twelve Against Empire: The Anti-Imperialists, 1898-1900* (New York: McGraw-Hill, 1968), 145-50; Russ, 130-77; 都丸, 前掲書; 中嶋, 111-18, 123-24; 麻田, 『アルフレッド・T・マハン』, 86-102。歴史家モーガンは、この時期の日本の脅威には実態がなく、またこれはそれまでのハワイでの「イギリスの脅威」が「日本の脅威」に転換した結果と説明する (William M. Morgan, 前掲書)。
- 55) Coffman, 200-206。
- 56) *Congressional Debates on Hawaii Organic Act*, 4734。ノックスはヒット議員 (R. R. Hitt, 下院外交委員会議長) らとともに下院でのハワイ基本法議論の中心人物。
- 57) *Congressional Debates on Hawaii Organic Act*, 2124-25。
- 58) Patrick J. Hearnden, *Independence and Empire: The New South's Cotton Mill Campaign 1865-1901* (Dekalb: Northern Illinois University Press, 1982), 57-59。
- 59) *Congressional Debates on Hawaii Organic Act*, 2190。
- 60) *Organic Act*, Article 4, 60, 62.; ただし、この戦略は二世以降の状況を解決するものではない。
- 61) Osborn, *Annexation Hawaii*, 28-39。

A Reexamination of the Hawaiian Annexation Problem: John T. Morgan's Expansionist Arguments and the Racial Rule Policies

KANAZAWA Hiroaki

In this paper, I have examined Senator John T. Morgan's expansionist arguments and the application of his ideas. Using the Hawaiian annexation as a case study, I particularly focused on Morgan's ideas about racial policy to be applied in the islands. Morgan, a Democrat from Alabama, was a major annexationist of Hawaii, and it was Morgan who proposed racial rule strategies to facilitate annexation.

After the Hawaiian Revolution in 1893, Senator Morgan, the chairman of the Foreign Relations Committee, prepared a report known as the 'Morgan Report.' In the report, Morgan vindicated the revolution in order to promote annexation of the islands by the United States. At the same time, he opposed racial discrimination against the non-white Hawaiian natives, pointing out that Christianity and the influence of American immigrants had Americanized, and therefore civilized, them. On the other hand, he realized that the presence of Asian immigrants in Hawaii would prove an impediment to annexation due to America's racial prejudice against them. Morgan insisted that Asian immigrants be excluded from the political process in Hawaii. With a view to promoting his annexation plan, Morgan proposed that racial rule strategies be adopted, that is to say that the government be established only by the white residents and the Hawaiian natives. Asians would be excluded from the government.

Concerned about reports of a rapid increase in the number of Japanese immigrants, the McKinley administration immediately initiated a policy to annex Hawaii in 1897. Asians, who served as essential cheap labor for sugar plantations in the islands, were a deterrent factor to annexation. The Republican administration of the day adopted Morgan's racial rule strategies as policies for solutions to this problem, and Congress approved these policies. Morgan's idea of excluding Asians via language regulations for suffrage was stipulated into the Hawaiian Annexation Act of 1898. The same policies were applied in the Hawaiian Territory Constitution (Organic Act) as well. Thus, Morgan's racial rule strategies played a vital role in the realization of the annexation of Hawaii by the United States.

Keywords: John Tyler Morgan, American Imperialism, Annexation of Hawaii, Yellow Peril, U. S. Civil Rights